

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回枚方市生活困窮者等就労準備支援事業者選定審査会
開 催 日 時	令和5年3月16日（木） 開始時刻 14時 00分 終了時刻 15時 15分
開 催 場 所	枚方市役所第3分館 第1会議室
出 席 者	会長：馬場委員 副会長：吉本委員 委員：西岡委員、松尾委員、染林委員
欠 席 者	無
案 件 名	(1) 会長・副会長の選出 (2) 諮問 (3) 枚方市生活困窮者等就労準備支援事業について 成果水準書（案）について (4) 今後のスケジュールについて
提出された資料等の 名 称	資料1 枚方市生活困窮者等就労準備支援事業者選定審査会参加者名簿 資料2 第1回生活困窮者等就労準備支援事業者選定審査会配席図 資料3 枚方市生活困窮者等就労準備支援事業について 資料4-1 令和6・7・8年度生活困窮者等就労準備支援事業成果水準書（案） 資料4-2 就労準備支援に係る評価点シート（案） 資料4-3 就労準備支援事業【改善幅チェックリスト】（案） 資料4-4 <参考資料>評価値実績及び改善幅実績 資料5 生活困窮者等就労準備支援事業者選定審査会関係スケジュール
決 定 事 項	○枚方市生活困窮者等就労準備支援事業者選定審査会の会長に馬場委員、副会長に吉本委員を選任することを決定した。 ○会議は非公開、会議録は作成の上、本審査会の答申後に公開する。 ○成果水準書(案)、募集要項(案)について委員の提案を踏まえ修正し、決定は会長に一任する。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第1項6号の規定
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	答申後公表
傍 聴 者 の 数	0人
所管部署（事務局）	健康福祉部 福祉事務所 健康福祉総合相談課

審 議 内 容

<p>事務局</p>	<p>それでは定刻となりましたので、第1回枚方市生活困窮者等就労準備支援事業者選定審査会を始めさせていただきます。</p> <p>本日はご多用のなか、本審査会にご出席賜りまして誠に有り難うございます。</p> <p>私は、健康福祉総合相談課長の辻本と申します。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本審査会におきましては、本日が初めての会議となりますので、議事を進行していただく会長が決まっておられませんので、会長が決定するまで、私のほうで進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、本日の委員の出席状況についてですが、5名中5名の委員にご出席いただいておりますので、「枚方市附属機関条例第5条3項」の規定に基づき本審査会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、傍聴人に関しましてはおりません。</p> <p>それでは、本日出席いただいております委員の皆様をご紹介させていただきます。</p> <p>お手元に 資料1として委員の皆様の名簿がございますので、資料2の配席図と合わせてごらんください。</p> <p>(委員紹介・挨拶)</p> <p>続きまして、枚方市の出席者の照会をさせていただきます。</p> <p>(枚方市出席者紹介・挨拶)</p> <p>それでは、審査会の開催に先立ちまして伏見枚方市長よりご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>市長</p>	<p>皆様、こんにちは。枚方市長の伏見 隆です。</p> <p>委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、本審査会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、平素より本市行政の各般にわたり、ご理解ご協力をいただいておりますことに、心から感謝申し上げます。</p> <p>2019年に内閣府が行った調査では、自宅に半年以上閉じこもっている「ひきこもり」の40歳から64歳の方が、全国の推計で約61万人いると発表されています。</p> <p>それぞれが目指す、自立の在り方は異なりますが、社会的に孤立状態の方が日常生活や社会生活の自立を目指す本事業は、地域社会の基盤強化にもつながる重要なものです。</p> <p>この度、より実効性のある事業となるよう、成果連動型民間委託契約方式の活用により、事業者を公募型プロポーザル方式にて選定することといた</p>

事務局	<p>しました。</p> <p>委員の皆様には、事業者を選定する基準をはじめ選定までの間、よろしくご審議のほど、お願いを申し上げたいと思います。この事業がさらに実効性が高まりますよう、多くのひきこもりの方々が社会に出れるようお願い申し上げます、ご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、早速ですが、案件に移りたいと思います。</p> <p>案件1.「枚方市生活困窮者等就労準備支援事業者選定審査会の設置に伴う会長・副会長の選出について」でございます。</p> <p>枚方市付属機関条例では、委員の皆様方の互選により、会長、副会長を各1名置くこととなっています。</p> <p>会長の立候補またはご推薦がありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
出席委員	(立候補・推薦なし)
事務局	立候補や推薦がないようでしたら、恐縮ですが事務局から提案させていただいてよろしいでしょうか。
出席委員	〔異議なし〕の声あり)
事務局	<p>異議なしとのことでございますので、事務局といたしましては、適宜、法的、また、財務的な事項にご留意いただきながら、各委員の豊富な知識、ご経験によりまして、活発なご議論をお願いしたいと考えておりまして、そうした観点から、会長を馬場英朗委員、副会長を吉本由希委員にお願いしたいと思います、いかがでしょうか。</p>
出席委員	〔異議なし〕の声あり)
事務局	<p>異議なしとのことでございますので、会長に馬場委員、副会長に吉本委員を決定させていただきます。</p> <p>馬場会長・吉本副会長よろしくお願いたします。</p>
会長・副会長	(席移動)

事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、以後の進行につきましては、馬場会長にお願いしたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>本審査会の会長を務めさせていただきます、馬場です。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>PFS 事業というのがチャレンジングな事業となりますので、活発なご議論をいただければと思いますのでよろしくお願います。</p> <p>それでは、さっそく案件2「諮問」に移りたいと思います。</p> <p>事務局よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、「諮問」に移らせていただきます。</p> <p>本市の生活困窮者等就労準備支援事業者選定につきまして、市長からこの審査会に諮問し、審査会にて調査審議いただき、答申をお受けするとなっております。</p> <p>では、市長、よろしくお願いいたします。</p>
市長	<p>枚方市生活困窮者等就労準備支援事業者選定審査会 馬場会長、諮問書、本市における生活困窮者等就労準備支援事業者のさらなる発展を期するため、枚方市附属機関条例第1条第2項に基づき、下記の事項について貴審査会に諮問します。諮問事項、生活困窮者等就労準備支援事業者選定審査会を行う事業者の選定について。令和5年3月16日、枚方市長 伏見隆。</p> <p>よろしくお願います。</p> <p>(伏見隆枚方市長から馬場会長へ諮問書手交)</p>
事務局	<p>委員の皆様には、諮問書の写しをお配りしますのでご参照くださいますようお願いいたします。</p> <p>また、伏見市長におきましては、この後公務が重なっていることから退席させていただきます。</p> <p>(伏見隆枚方市長退席)</p> <p>それでは、会長、引き続きよろしくお願います。</p>
会長	<p>ただ今、市長から諮問をいただきました。枚方市生活困窮者等就労準備支援事業者選定について、皆様、ご協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>それでは、案件3に入ります前に、審査会につきましては、原則公開であります。本審査会の公開および非公開について委員のご意見を伺いたいと思います。枚方市附属機関条例第6条第1項によりますと、附属機関の</p>

出席委員	<p>会議は、公開とするものとされています。ただし、同条1項第1号にて、枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する審査等を行う会議は非公開とすることができると定められております。</p> <p>本審査会につきましては、生活困窮者等就労準備支援事業を行う事業者選定に関する審議を行う審査会であり、枚方市情報公開条例第5条1項第6号に規定する「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれる等」に該当することから、非公開にて行うことが妥当だと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
会長	<p>それでは、本審査会につきましては、枚方市情報公開条例第5条第1項6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議するため、会議は非公開で行うものとします。</p> <p>しかし、議事録につきましては、審議内容を把握することが目的であるため、発言者は無記名で同条例の規定に抵触する部分は非公開を原則として、答申後公開し、委員名簿については、情報公開を進めていく観点から委員名とご職業を公表となりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>(各委員 了承)</p> <p>案件3に入る前に、PFS事業、成果連動についての説明を私からさせていただきます。</p> <p>PFSというのは、元タイギリスではじまったものになります。刑務所の短期受刑者の再犯率が7割とか8割とか高い基準であったが、それをケアする仕組みがありませんでした。従来のやり方では対応できない社会的な課題に対して、事業者の創意工夫によって、より効果的な事業にすることがPFSの狙いであります。日本でも医療・介護の分野で100件ほど、就労支援でも一部実施されています。各事業で手探りな状況が続いており、チャレンジングな事業となっています。本来の委託事業では、何をするという実施する内容が決まっており、それに対して報酬が支払われますが、課題は何かということを考えて、成果を先に設定して、その過程については事業者に提案してもらい形になるため、従来型の委託事業とは異なるところであります。その前提を踏まえながら、案件3について事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは案件3に入らせていただきますが、その前に本日の資料の確認を行います。まず、次第、資料1、資料2、資料3、資料4-1、資料4-2、資料4-3、資料4-4、資料5、以上9点となります。過不足等ご</p>

ざいませんでしょうか。それでは、案件3「枚方市生活困窮者等就労準備支援について」と「成果水準書等について」説明させていただきます。まず資料3、「枚方市生活困窮者等就労準備支援について」をご覧ください。3ページをご覧ください。本事業の概要についてですが、本事業は、直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者及び生活保護受給者に対して、一般就労への準備としての基礎能力の形成を目的として、生活リズムを整える、他者との適切なコミュニケーションを図ることができるようにするなど、個々の状況に応じた支援を計画的かつ一貫して行うなど、自立に向けた支援を実施することを目的としております。

4ページをご覧ください。本事業の業務内容についてです。主なものとして①面談等により課題を把握し、支援プログラムを作成する就労準備支援プログラムの作成・見直しがあります。次に②社会生活を営む基本的な生活習慣が不十分な方に助言・指導を行う日常生活自立に関する支援です。次に5ページをご覧ください。③社会参加のために支援が必要な方へ挨拶の励行やコミュニケーション能力の形成を図るなど社会生活自立に関する支援です。次に④就労自立に関する支援として、就労体験や就職後の職場定着の支援を行います。最後に⑤発注者との連携としまして、支援に関して関係職員との連絡調整などが挙げられます。

6ページをご覧ください。本事業の過去の実績となります。過去3年の年度ごとの利用者人数についてはおおむね40数人の利用となっており、その内新規人数としては10人代となっております。事業委託費につきましては、令和3年度14,847,690円となっております。

7ページをご覧ください。本市における本事業の課題についてです。まず本市事業利用者の傾向としまして、事業利用層が長期のひきこもり状態にあった、コミュニケーションの課題が大きいなど比較的支援に時間と手間を要する人が多くなっております。また就労につながっても離職することがあるため、継続的な定着支援を要する人も多くなっています。

次に課題としましては、利用者の傾向とも関連するのですが、事業受託者が新規の企業開拓を行っても、そこにつながる利用者がいないといったことと、生活保護受給者における本事業の利用者が減少しているといったことが挙げられます。これにつきましては、今後部署間の連携を図りながら、受託事業者が利用者選定時から関わられるような仕組みの検討が必要と考えております。あともう一つの課題としまして、本事業の成果をとらえる時に、「就労したかしないか」など0か1の評価だけでは、利用者の内的な変化を把握できず、事業受託者の利用者への働きかけによる成果も見えづらくなっているといったことが課題と考えております。

次に8ページをご覧ください。選定に関するスケジュールにつきましては、

あとの案件で別途報告させていただきます。

つづきまして、資料4-1「令和6.7.8年度 生活困窮者等就労準備支援事業 成果水準書(案)」についてをご覧ください。先ほどの事業についてと重複する部分もあるかと思いますが、ポイントとなる部分を中心に説明させていただきます。

まず1ページ2の事業目的です。本事業は就労に向けた準備が整っていない方を対象に一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援することにより、利用者の自立の促進を図ることを目的としております。その中で、単に就労だけを成果と捉えるのではなく、社会参加ができていない者が、円滑なコミュニケーションが図れるようになった等の成果でも、将来的な就労につながる大きな進展となることから、就労以外の事業成果についても可視化を図り、評価の対象とすることで、民間活力が十分に発揮され、より実効性のあるものにするよう取り組むために成果連動型民間委託契約方式を導入し、実施するとしております。

次に3「目指す成果」ですが、本事業においては、就労により経済的な自立を果たすことを一つの目標としつつ、対象者の多くが生活リズムの崩れや社会との関わりに不安を抱えている現状を踏まえ、就労できたか否かだけでなく、今後の就労につなげるための適切な食事習慣や身だしなみの確保、また他者と協力して作業ができるようになったなどの行動変容を目指します。

次に4「事業実施期間」は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。

2ページをご覧ください。

8「業務内容」についてですが、本業務が成果連動型民間委託契約方式の手法を活用することから(1)の業務内容については、実施手法は民間事業者の提案に委ねるものとします。

詳細については、先の説明と重複するため省略いたします。

次に3ページをご覧ください。

中段の9「支払い条件等」になります。まず(1)成果指標・測定方法ですが、「事業目的」や「目指す成果」でも述べておりますが、就労までの道は、利用者の抱えている課題や直面している障害もそれぞれであることから、就労まで至らなくても、どの程度就労に近づいているか、課題を克服しつつあるかといった行動変容等に重点を置きます。本事業の中で利用者の行動変容等を把握し、必要な社会資源を活用しながら支援を実施することが、利用者の自立につながることから、これらを事業の成果と考えます。

	<p>具体的な測定方法ですが、別紙 資料4-2「就労準備支援に係る評価点シート」をご覧ください。利用者全員に対し、この評価点シートをつけるイメージとなります。例えば上段の資源活用のAの医療 初診として精神疾患に関する診察につなげることができれば25点を付与します。他の項目についても同様に該当すればそのまま加点となりますが、一人の利用者の上限は100点としております。また区分ABCの社会資源やDの就労につながらない場合においてもEとして改善幅、いわゆる支援によっての状態の変化についても加点となるように考えております。別紙資料4-3「就労準備支援事業 改善幅チェックリスト」をご覧ください。日常生活自立、社会生活自立、就労自立に関係する各行動項目について、その評価時の状態を点数化するものとなります。支援の開始時、もしくは年度開始時において、その方がどういった状態にあるかを点数になおします。その後、支援終了時もしくは年度末時点において再度その方の点数を算出します。点数はばっちりの項目に対しては4点、まずまずの項目には2点、まだまだは0点で計算します。例えば最初すべての項目が「まだまだ」だった人、この人は0点ということになりますが、その後すべての項目が「まずまず」の状態に変わった時は、2点×25項目で計50点となり増加した50点が付与されることとなります。その50点が資料4-2のE欄に計上されるということとなります。その上で利用者全員分の評価点シートの合計点を合算していきます。</p> <p>資料4-1「成果水準書」3ページにお戻りください。9(1)の後半部分になりますが、今説明させていただきました利用者全員分の評価点の合計点を計算していく以外に、事業受託者による地域や関連機関等との連携した活動の中で、本事業の新規利用者につながることでできた場合、言い換えますと新規利用者を見つけた場合とも言えるかと思いますが、その場合に1人あたり25点を加点します。また同じく本事業の趣旨を理解し、就労体験等を行うことができる新たな協力事業所や企業を開拓できた場合についても1か所あたり25点を加点いたします。</p> <p>1・2として目標値と想定利用人数を挙げております。これにつきましては、資料4-4「参考資料」をご覧ください。過去3年の事業実績を今回の成果指標の測定方法にあてはめて計算したものとなります。総評価の平均値が2,055点、人数の平均が41.33人となっているため、今回の目標値となる総評価値の点数を年2,100点、想定利用者数を42名といたしました。次に(2)支払い基準についてですが、9(1)で算出した総評価値の点数により、成果連動支払いを行います。</p> <p>4ページをご覧ください。総評価値と成果連動支払部分を表にしたものです。目標値である2,100点を基準とし、最大で10%の成果連動支払を想定</p>
--	---

<p>会長</p>	<p>しており、そこまでを5段階に分け、その総評価値に応じて成果連動部分の支払いを行っていくイメージとなります。</p> <p>(3) 支払い要件以降の項目については、本日の説明では割愛させていただきます。</p> <p>以上簡単ではございますが、事務局からの説明となります。</p> <p>会長よろしくお願ひします</p>
<p>委員</p>	<p>ありがとうございます。それでは、審議を行います。</p> <p>色々な複雑な部分等ございましたが、確認したいことやご意見等ございませんでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>資料3・6ページですが、実績を見ると、就労準備支援事業の利用者が長期化しているケースが多いように見受けられます。知りたいのはプログラムの中身の部分をどういうものなのかということを確認させていただきたいと思います。また7ページの課題のところ、企業開拓したところでそれを使える利用者がいないというのは全国的に就労準備支援事業者から聞く内容です。就労準備支援事業というかなり準備段階の方の支援を国が事業化したところですが、この事業のポイントは自立相談支援機関、相談窓口が就労準備支援事業のプログラムをどれだけ理解したか、事業者側から言うと相談窓口に対してプログラムの情報がどのくらい周知出来て、どういう方が対象になるのかということの説明できているのかということが重要です。制度の立て付けとしては、自立相談支援機関が相談を受けて、就労準備支援事業が必要な人を決定することになっています。元来、地域に仕事・就労で相談できる場所がなかったところに自立相談支援機関が出来ました。就労準備支援事業が始まって8年程度経ちますが、ポイントは協力できる事業所をどれだけ作ったのか、どれくらいプログラムを作ったのかが、鍵になります。事業者側からすると、自立相談支援機関にどれだけ周知出来ているのかが実績に反映することとなります。</p> <p>就労準備支援の期間はおおむね1年とされています。ハローワークでの就労支援の単位は3カ月であります。精神疾患等の方については当然時間もかかるので一定1年以上かかる場合もあるといわれているが、基本的に長期間滞留するのはよろしくないのではないのでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>PFSでは何が事業の課題になっているかが重要です。3つほど課題が見えたのではないのでしょうか。プログラムの利用者が少ないという課題に対して、そこに事業者の創意工夫が出来るのではないのでしょうか。このような事業の場合、アウトリーチ等の工夫にインセンティブを持たせる場合もありま</p>

事務局	<p>す。出口の就労の場をもっと提供できるのではないかとということと利用者が滞留しているということが課題ではないでしょうか。</p> <p>資料の延べ回数というのは、就労体験やワークショップの参加回数等が含まれています。チャットでの相談等も利用回数に含まれています。利用人数が少ないというご指摘は事務局としても課題としているところでありませす。当事業は生活保護受給者も含まれ、就労支援と就労準備支援の両事業をやっており、就労支援は増加傾向にあるものの、就労準備は増加していません。委員のご指摘の通り、ケースワーカー等に十分に事業の内容を周知出来ていないように感じる箇所はあります。今後、両部署が連携して、事業の利用者を選定していく仕組みづくりをしていかなければならないと感じています。</p>
委員	<p>私から2点ほど確認したい点があります。</p> <p>1点目はPFSとは何の略なんでしょうか。</p>
会長	<p>Pay For Success (ペイ・フォー・サクセス) の略となっています。</p>
委員	<p>この事業の背景として、就労していないことや精神疾患等があつて家にひきこもっている等が前提であると思うが、この事業の潜在的な対象者は何名ぐらいいるのでしょうか。</p>
事務局	<p>明確な数値は調査した事例がないのでわかりません。中高年のひきこもりは潜在的に全国に61万人いるといわれています。それを基準に考えると枚方市で約2000人程度の中高年のひきこもりがいるという推計となります。</p>
委員	<p>評価値や改善幅のシート等を参考にした事業があるのか。こういった形で実施している自治体はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>就労準備支援事業をPFS方式でやっている例はかなり少ないです。過去にモデル事業でやっていたが、本事業で実施に至らなかった自治体もあります。現在福岡県の一部でPFSを取り入れているところもありますが、人口規模や活動範囲を考えると参考にしにくいと考えています。資料4-2評価点シート、資料4-3改善幅チェックリストとも本市独自で考えたものになっています。国で検討されていた「KPS ビジューライズツール」というものもありましたが、参考程度で留めています。</p>

委員	同様の案件で過去に成功例があればと思ったんですが。
事務局	色々のご意見を頂戴出来て有難いことですし、現状示しているのはあくまで案ですので、今後修正等は可能です。あくまで成果という形にこだわると、やはり成果といえは就労となります。ただ就労に至らないものの、事業者の努力によって本人の状態の変化が見られるところを評価したいと思い、資料4-2評価点シート、資料4-3改善幅チェックリスト等を作成させていただいています。市の意向としては、8050問題に象徴されるようなひきこもり等も含めて、関わりをもってくれる事業者を評価したいという思いのもと、案を作成しています。
委員	就労に至らない段階でも評価しようと市の意向としてはよく理解できません。
委員	就労準備支援事業の潜在的なニーズを捉えるのは、どこの自治体も苦労しているのが実態です。平成27年に生活困窮者自立支援制度が開始され、3年後の平成30年に対象者の部分が、現に困窮しているものから、現に困窮しているものまたは困窮する恐れのあるものというように改正されています。支援対象者を拡充し、誰でも相談できるよう体制を整えたという法改正の経緯があります。 住民税非課税世帯や非労働力人口の中の通学・家事以外の層が対象者となってくるのではないのでしょうか。
会長	議論として対象者をどうするのかという問題があります。 他に何かご意見ございますか。
委員	実績を見てみると、新規人数が少ないのではないのでしょうか。 非常にしんどい方を相手にしているというのはよくわかるが、実際に就労準備の対象者としてはどうなのかというところは疑問に感じました。 成果水準書の評価点の部分に、業者側の提案によって、加点されるような仕組みがあってもいいのではないのでしょうか。
委員	資料4-3改善幅チェックリストを見てみると、障害分野の福祉的就労に似通っている部分が多いのではないのでしょうか。市長の発言にもあったように、枚方市としてひきこもりに特化しているように感じます。僕自身としては、就労準備の対象者はもっと広いのではと考えてはいますが、市の方針によるところも大きいと考えています。

委員	潜在的な対象者をきちんと把握したい部分があります。 利用者というのは全て生活困窮の窓口に相談に来られた方という認識でいいのでしょうか。
事務局	この事業は生活保護と生活困窮と両方で行っており、生活保護受給者から決定された者、または生活困窮窓口で相談に来られた方で決定された者となっています
委員	生活困窮等の窓口に來られた相談件数等が出るのでしょうか。
事務局	本日、具体的な数字は持ち合わせていませんが、数字としてお示しできると思います。
委員	窓口から就労準備支援に繋げることが出来るのかが、この事業の成功のカギを握ると思います。どういう人を繋げていくのかというところを明確化して、共有化していく必要があるのではないのでしょうか。対象者がどれくらいいるのかで目標人数等も変わってくるのではないのでしょうか。今までの数値を基に目標を定めるというのは疑問があります。
事務局	基準値は最低限の数値を設定しています。今後は、これまで以上の利用実績に繋がってほしいと考えているため、この目標値の設定になっています。
委員	潜在的な対象者の数値を出すのはなかなか困難ではないのでしょうか。自立相談支援機関の相談件数が増えれば就労準備支援事業の利用者が増える、利用者が増えれば市民の認知度が上がり自立相談支援機関の相談件数も増えることになるだろうと思われます。今回就労準備支援事業の事業者選定を行うわけですが、他の事業も含めた自立相談支援機関の在り方の問題もあります。事業者選定にあたっては、自立相談支援機関とともにそういった対象者を発見する機能やアウトリーチ等を行う機能とかも評価していく方法もあると思います。
委員	PFS の特徴としては、事業者提案をどうしていくのかという部分があります。対象者の部分が問題であるというのであれば、それも含めて提案してもらおうということも可能であります。
事務局	事業者提案で取り入れるべきところは取り入れて、成果報酬に反映させる

	<p>ことは可能であります。あくまで、現在提示しているのは案でありますので、委員の皆様から意見があれば柔軟に対応させていただくつもりであります。</p>
委員	<p>対象者の部分ですが、利用者人数がやはり少なく感じます。職務上、生活保護受給者等の診察をしているが、就労準備が必要な方というのは多数おられるような気がする。対象者数は実績から導き出されたものなのですか。予算的なものなのでしょうか。</p>
事務局	<p>目標人数は今までの実績から算出しています。</p>
委員	<p>潜在的に2000人ぐらいのひきこもりがいるということであったと思うが、やはりそれから考えると利用者人数は少ないのではないのでしょうか。目標人数を増やすということに関しては事務局としてどう考えておられるのでしょうか。</p>
事務局	<p>先日議会にて予算は議決されたが、予算的な制約があるのは事実であります。市が想定している対象者というのは就労からかなり遠い対象者を考えています。それが、就労準備支援の対象者として適切かどうかの議論はお願いできればと思います。</p>
委員	<p>資料4-2評価点シートをみると、生活保護受給者に関しては、事業者がケースワーカー業務の補助的な役割を果たしています。このような状況で現予算額にてこの事業を行うのはかなり厳しいのではないのでしょうか。事業者としては費用的にはかなり厳しい中で運営しているであろうと思われまます。なかなか新規顧客を開拓して、新規業者を開拓してということに労力をさけないのが現状ではないのでしょうか。</p> <p>事業者に市としてどのレベルを求めていくのが大事になってくると思われまます。市として予算的な制約があるのは理解出来るので、予算範囲内で一番効果的に運営できる方法を模索していくべきではないのでしょうか。</p>
委員	<p>資料4-2評価点シートの実績としては40点ぐらいになると考えると、精神疾患等があられる方などを主な対象者としているとされているように見受けられます。</p>
委員	<p>制度上の実施主体は地方自治体であるので、事業の在り方というのは市で決めることは全然問題はないと思います。</p>

委員	<p>時間も迫ってきたので、他にご意見あられる方いらっしゃいますでしょうか。無いようでしたら、今回の議論を踏まえて、事務局の方で検討・修正し、また次回審査会で検討することにします。事務局から今後のスケジュールをお願いします。</p>
事務局	<p>案件4「今後のスケジュールについて」説明させていただきます。資料5をご覧ください。</p> <p>本日第1回審査会を実施させていただきましたが、次回第2回審査会を4月27日木曜日の同時刻での開催を予定しております。当日は本市のひきこもり家族会連絡会の代表の方からもお話を伺う予定となっております。</p> <p>次に第3回目の審査会を5月25日に予定しております。それぞれあらためてご案内や資料を事前にメール等で送付いたしますので、よろしく願います。</p> <p>その後のスケジュールとしましては、6月末に公募を開始したいと考えております。その後事業者からの質問等を受け付けたのち、8月中旬に企画提案書を提出してもらおうと考えてございます。</p> <p>そして9月の4回目及び5回目の審査会で、書類審査やプレゼンを実施し、答申となる運びで考えております。</p> <p>あらためて日程等の確定のため、委員の皆様へご案内等を送付させていただきますので、どうぞよろしくお願いします。</p> <p>説明は以上となります。</p>
事務局	<p>対象者についての擦り合わせが必要な部分が出てきましたので、先ほど今後の予定についてお話ししましたが、あと1回は審査会を追加で開催することもありますので、またその際はご協力よろしくお願いします。</p>
会長	<p>他に何かございますでしょうか。</p>
委員	<p>9月審査会の日程は決まっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>まだ確定していないので、また日程調整させていただきます。</p>
会長	<p>対象者を明確にした方がいいというのは皆様の意見にはなるので、その部分は議論を深めていければいいなと思います。</p> <p>他に何かありますでしょうか。ないようですので、一旦事務局にお返しします。</p>

事務局	<p>色々ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>これもちまして、第1回枚方市生活保護受給者等就労支援事業者選定審査会を閉会いたします。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>
-----	---